

## 5 . 都市福利施設を整備する事業に関する事項

### [ 1 ] 都市福利施設の整備の必要性

中心市街地には、小中学校・高等学校が 8 校、市民会館・やまぶき会館のホール、民間の美術館、博物館、ミニギャラリーが点在している。JR・東武川越駅東口には、図書館のほか本市の国際交流の拠点である国際交流センター、女性の相談に応じるカウンセリングルームなど女性活動支援のひろばが設置された複合施設「クラッセ川越」が立地している。

医療に関しては、2つの救急病院をはじめ 80 を越える個人医院・歯科医院をはじめとする医療機関が立地している。

また、子育ての情報交換や悩み事の問題解決をする場として、川越市子育て支援センター(西部地域振興ふれあい拠点(ウエスタ川越)内)1箇所、つどいの広場2箇所、わくわく広場(公共施設内への出張支援)1箇所を設置している。

中心市街地の人口構成については、市全体と比べ年少人口比が低く、また、老年人口比が高くなっており少子高齢化が進行している。

年少人口の減少率で見ると、市全体に比べ中心市街地の年少人口の減少率は低くなっている。これは、中心市街地における分譲マンションの建設が続いており、子育て世帯による購入が影響しているものと思われる。こうした分譲マンションを購入した世帯は、周りに親や友人など、子育てについて相談できる人がいないケースが多いただけでなく、近所付き合いなど地域コミュニティが希薄となり、地域活動の停滞等が懸念されるところである。

このようなことから、中心市街地における子育ての支援が喫緊の課題となっているほか、地域住民をはじめとし来訪者等の多様なふれあいの場所・機会の提供により、新たなコミュニティの醸成を図っていく必要がある。

川越駅西口地区については、川越業務核都市基本構想における整備方針の中で、「導入すべき機能及びその配置方針」として、面整備による都市再生、空閑地の活用を通じて、特色ある学校教育施設やシルバーサービス拠点、地域住民の活動支援施設等の展開を図る。また、業務系機能として、県西部地域に立地する企業の中核管理部門オフィス、県西部地域を対象とする支社・支店機能、SOHOや多様な人材を活用した職住近接型のオフィス、産業育成や産業情報発信・広域産学交流・異業種交流のための産業支援施設等の展開を図ることとされている。

なお、その中核的施設に位置付けられた西部地域振興ふれあい拠点(ウエスタ川越)については、県南西部地域の特色や資源を活かした産業の振興に加え、地域住民の活動・交流を促進するとともに、にぎわいの創出を図る複合拠点施設として、民間の参画を得て整備した。

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置づけた取組の進捗調査を行い、事業の促進等の改善を図る。

### [ 2 ] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業  
特になし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業  
特になし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業  
特になし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 5-1 地域子育て支援拠点事業</p> <p>内容 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。</p> <p>実施時期 平成 19 年度～</p>	<p>・川越市</p>	<p>・子育て中の親の、子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境整備を行うことにより、地域子育て支援の充実を図り少子化傾向の改善につなげることができる。</p> <p>・地域子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、既存のネットワークや子育て支援を行う団体等と連携しながら地域に出向いた地域支援活動を展開する。</p> <p>・中心市街地の区域においては、西部地域振興ふれあい拠点(ウエスタ川越)内に川越市子育て支援センターを開設するほか、公共施設内への出張支援を行ったり、民間事業者による新規子育て支援施設の設置を検討していく。</p> <p>・中心市街地にこのような施設を設置することにより、来街者が増え、にぎわいの創出につながることから、基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>措置の内容</p> <p>・保育対策緊急確保事業費補助金(地域子育て支援拠点事業)</p> <p>実施時期 平成 19 年度 ～</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 5-2 川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設運営管理事業</p> <p>内容 川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設の管理・運営。</p> <p>実施時期 平成 26 年度～</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ N e C S T</li> <li>・ 川越市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西部地域振興ふれあい拠点（ウエスタ川越）は、川越駅西口において川越市、埼玉県、民間事業者が共同で整備する複合拠点施設で、地域の産業支援、地域住民の活動・交流の促進、にぎわいの創出を図ることなどを目的としている。</li> <li>・ 公共施設の管理運営は指定管理者（民間事業者）が一元的に行い、民間施設も含めた相互の連携により相乗効果を発揮し、地域のにぎわいや活力の創出を目指す。</li> <li>・ 市が整備する文化芸術振興・市民活動拠点施設は、市民や近隣市町住民の芸術文化活動の拠点として、良質な鑑賞機会や発表の場を提供する文化芸術振興施設、市民の自主的な学習活動を支援し、生涯学習の場と機会を提供する市民活動・生涯学習施設、男女共同参画に関する各種講座や相談業務等を実施する男女共同参画推進施設により構成される。</li> <li>・ 本事業により、この地域のにぎわいが創出され、基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する、中心市街地活性化に必要な事業である。</li> </ul>		